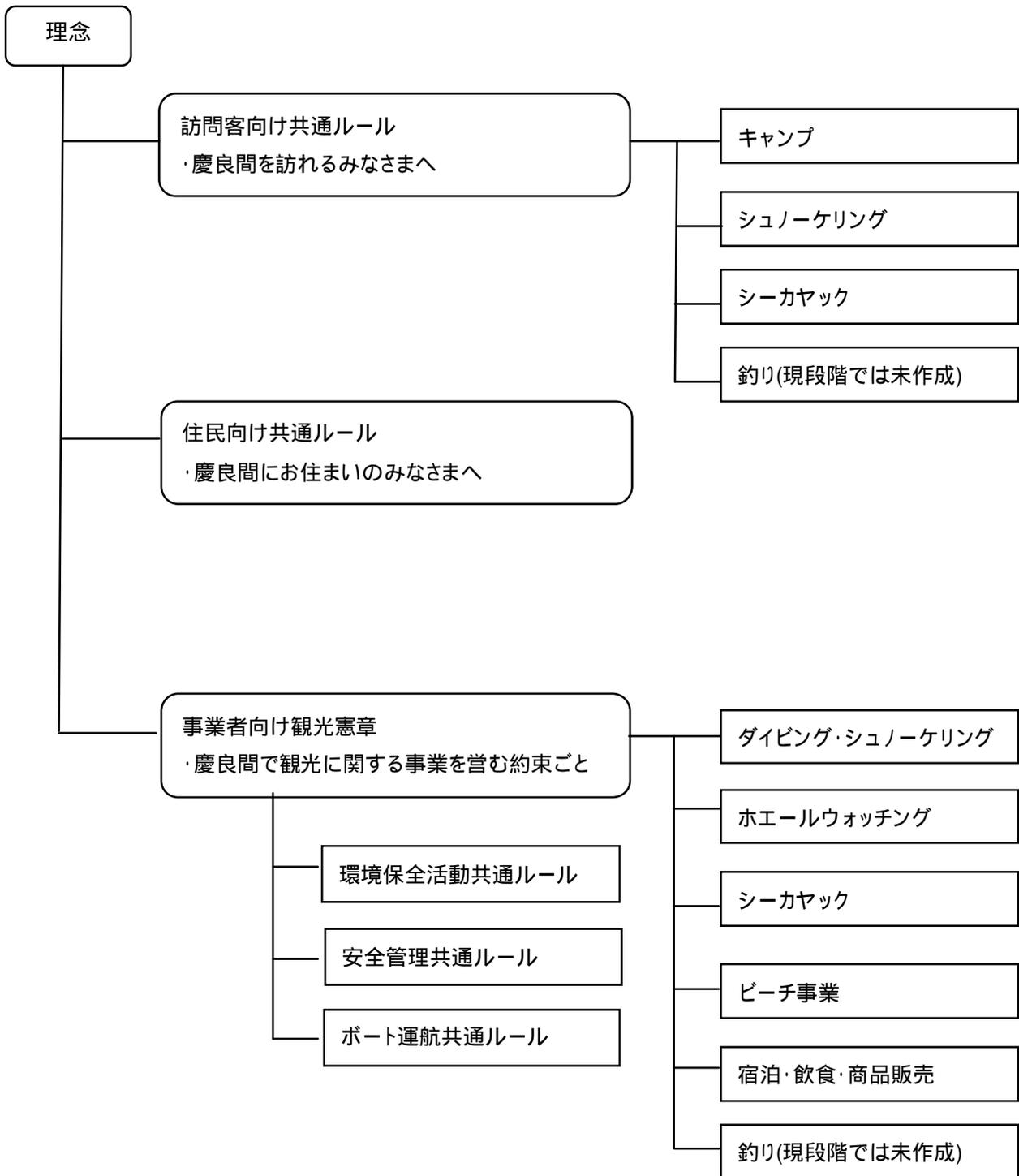


添付資料

慶良間地域エコツーリズムガイドライン

平成 20 年 7 月
渡嘉敷村・座間味村

慶良間地域エコツーリズムガイドライン体系



理念

慶良間地域とは、渡嘉敷村と座間味村周辺に広がる海域および両村に属する 30 もの島々の陸域を指します。

このエリアは世界にも誇れる自然環境を有し、特に海域に広がるサンゴ礁は、透明度も高く、美しく、沖縄海岸国定公園の指定をうけ、海域公園地区においてはラムサール条約による重要湿地としての登録をもうけています。そして、この豊かな自然は人々の暮らしと密接につながり、島の文化を育み、歴史を積み重ねる慶良間の礎となっているのです。

渡嘉敷村、座間味村および両村エコツーリズム推進協議会では、この慶良間において、自然や文化、歴史が持続されるからこそ生活や事業などが成り立ち、人が活動し続けられるのだと考えます。この環境を次代にまで残していくことが非常に大切なことであり、そのためには環境が持続可能に活用される地域づくりでなければならないと認識するのです。

こういった地域づくりの実現のためには、「持続可能か?」という問いかけを、この地域に関わるすべての方々におこない、各々のひとつひとつの行動に意識を持っていただくことが必要なのです。ここに記した慶良間地域エコツーリズムガイドラインは、その問いかけだにご理解ください。

この問いかけを真摯に受けとめることが、慶良間の持続的な発展につながり、環境を未来に引き継いでいくことともなるでしょう。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

平成 20 年 7 月
渡嘉敷村・座間味村

慶良間を訪れるみなさまへ

慶良間地域には、サンゴ礁の海や貴重な野生生物が生息する森など、亜熱帯海洋性気候に育まれた素晴らしい自然環境がひろがり、その自然環境に豊かにつながった人々の文化・歴史があります。慶良間地域を訪れるみなさまには、こういった情景にふれていただきたいと願うとともに、島のもろく弱い自然環境や地域の文化・生活環境を乱すことのないようにご配慮下さるようお願いいたします。

みなさんはこの地に日常とは違うものを求めて訪れてこられるのだと思います。それはこの地で時を過ごし、独特の自然環境や文化・歴史にふれることでかなえられるでしょう。まず慶良間を感じさせるものがどこにあるかを探してみてください。そしてふれるだけではなく、そこから何かを発見し自分のライフスタイルに活かすことも考えてみませんか。地域にふれ、学ぶことで、慶良間への訪問が意味深いものとなるでしょう。

1. 慶良間の人々の言葉に耳を傾けましょう。

- ・ まずは土地の人々の言葉に耳を傾けてみてください。自然環境や文化を乱すことなくふれるための一歩目です。その土地から学べることや楽しみ方、そして注意すべき点などを伝えてもらえらるでしょう。

2. おじゃまする気持ちで、慶良間地域のルールを理解しましょう。

- ・ 慶良間でのルールを理解することが、この地の本質にふれる近道です。自然環境を守るルールだけでなく、暮らしの習慣や生活様式などもルールです。おじゃまする気持ちでルールを理解することが、自然環境や文化を乱すことのない配慮にもつながります。

3. 島の生態系や生活文化に負荷を与える行動は避けましょう。

- ・ 島の自然環境や文化は豊かではありますがもろく弱いものです。ふれていただきたいと思いますが、目や耳や鼻や心だけでふれるという感覚も楽しんでみましょう。
- ・ 森など道からそれた場所や、集落の奥深くまで、むやみやたらにはいって行くのはやめましょう。ハブなどの危険な生き物に遭遇するかもしれませんし、もとより地域の人々が大事にしている場所かも知れません。
- ・ 島の生態系を壊したり、生活文化を乱してしまうようなものの持ち込み、持ち出しはなさないでください。訪れた後に残すものは足跡だけ、持ち帰るものは思い出と写真だけにしましょう。ただし、人々の写真を撮る際にはプライバシーに配慮し、了承を得てください。

4. ゆったりとしたスケジュールを考えましょう。

- ・ 島を理解するには時間が必要でしょう。できる限り長くその場所で過ごせるようなスケジュールづくりをお願いします。

5. 慶良間特産のものを味わいましょう。

- ・ 島の特性は地域産のものにあらわれてきます。食べ物や飲み物、お土産物など慶良間特産のものを味わいましょう。

6. 資源の節約を心がけましょう。

- ・ 水、電気、紙などは島にとってはとても貴重なものです。貴重な資源を大事にする島の暮らしにふれながら、資源の節約を心がけましょう。

7. ゴミを少なくすることを心がけ、ごみをだした時は持ち帰りましょう。

- ・ ごみもできる限り少なくして、持ち帰ることをこころがけましょう。ごみやたばこのポイ捨てなどはもつてのほかです。たばこを吸う人は携帯灰皿を常備しましょう。

8. 環境に配慮している事業者を選びましょう。

- ・ 自然や文化・歴史など環境への配慮がなされた宿泊地や交通機関、飲食店、プログラム運営事業者をすすんでご利用ください。みなさんの選択が、慶良間らしい情景を残していく島づくりにもつながります。

9. 沖縄県の環境保全に関するルールを守りましょう。

- ・ 沖縄県には「沖縄県環境基本条例」および「ちゅら島環境美化条例」があります。これらの条例は沖縄の自然環境や文化・歴史を保全していくため、訪れるみなさんにも守っていただきたいルールです。理解と遵守をよろしく願いいたします。

海に入る時には

- ・ビーチレジャー、ダイビング、シュノーケリング、カヤックなど、それぞれのアクティビティのルールを守りましょう。
- ・日焼け止めや化粧品など海に溶けだすと、あまり良くない影響を与えているようです。可能な限り、肌につけたままでは海に入らないようにしましょう。

キャンプルール

キャンプについて

- ・原則として、村が指定しているキャンプ場でおこなってください。その他の場所(無人島含む)でおこなう場合には、事前に所定の申請用紙に必要事項を記入し、村役場へ提出し承認を受けることが必要です。個人、ショップツアーに関わらず、キャンプツアーを行う際には必ず届け出をしてください。

座間味村内のキャンプ禁止区域・・・安慶名敷島、嘉比島、屋嘉比島、久場島各島全域
阿嘉島ニシバマ

渡嘉敷村内では、渡嘉志久ビーチ・阿波連ビーチのキャンプ場以外は禁止です。

- ・ビーチの砂浜や草の上など、直接地面の上で火を熾すのは自然への影響が危惧されるため、焚き火台を利用しましょう。
- ・漁業権に抵触しますので、サザエやシャコ貝の採取、銚などを使用した魚、エビ類の採取は禁止です。

シュノーケリングルール

- ・シュノーケリングをする場合は、できる限りウェットスーツ、ライフジャケット等浮具を装着して遊泳しましょう。
- ・遊泳エリアのあるビーチでは、エリア内で遊泳しましょう。
- ・餌づけは禁止ですので、売店などで食べ物を買って、生き物に与えるようなことは避けましょう。

カヤックルール

港湾の利用について

- ・座間味村港内のカヤック発着は緊急時以外利用できません。阿真ビーチ、古座間味ビーチなどの自然のビーチを使いましょう。
- ・渡嘉敷村内のカヤック発着は渡嘉志久ビーチ、阿波連ビーチなどの自然ビーチを使いましょう。

実施にあたり

- ・自分の経験を考慮し、安全確保に配慮して利用エリアを選びましょう。
- ・海での排泄は避け、陸上で適切な処置をおこないましょう。使用したトイレトペーパーは持ち帰りましょう。

上陸禁止の無人島について

- ・屋嘉比島は国指定天然記念物のケラマジカの生息地に指定されており、研究・調査以外の目的で島に上陸することは禁止されています。キャンプは勿論、ビバークも禁止ですのでご注意ください。

訪問客を迎え入れる、慶良間に住む私たちの考え方

慶良間を訪れる方々は、この地に日常とは違うものを求めて来られます。それは自然や文化・歴史、ゆったりとした時間の流れなどにあるのですが、私たちにとっては何気ないあたりまえのものでしかないかもしれません。さらには時代を追いかけ、自ら失おうとしてしまっているものもあるでしょう。

しかし、島独特の自然や文化・歴史は、過去から大事に受け継がれてきたものであり、未来の子どもたちに引き継いでいかなければならないものでもあります。さまざまな意味で価値のあるものと、改めて認識することが必要なのです。

私たちは、島の自然や文化・歴史など環境の保全をすすめます。

島の自然環境や文化・歴史が特徴的であればあるほど、訪れる方は強い印象を持たれます。まずは自分の住む場所の自然環境や文化、歴史の特徴を把握することからはじめます。そこから、どういう観光が必要か、そして島の魅力を活かした観光とはなにかが見えてくるだろうと考えます。

この地に根づく産業は、島の魅力的な観光の資源となりえますが、根づいていない表向きの産業は島の魅力とはなりません。

豊かな地域性を感じさせ、地域に活力を生む産業づくりをすすめていきます。

沖縄県条例である「沖縄県環境基本条例」および「ちゅら島環境美化条例」を、訪問客を迎え入れる姿勢として守るとともに、自分たちの生活を快適にするものでもであると理解し、遵守します。

1.島の自然景観を大切にします。

- ・この島にもともとあった風景を大切にします。建物の色や形などは極端に目立つものは避け、周囲の自然景観に溶けこむように工夫します。
- ・建物の建築、道路整備、埋め立てなどの開発にあたっては、開発後の地域活性化効果と環境への影響に責任をもち、自然や文化環境との調和をはかることに重きをおきます。

2.島の自然環境の保全に配慮します。

- ・下水道の整備されている地域では、接続をおこないます。未整備地域では集合処理施設や合併処理浄化槽を設置するなど、生活排水を処理した後で排水するように配慮します。
- ・化学洗剤や薬品など環境をいためるものの混ざった排水をださないよう心がけます。
- ・家庭でのごみ焼却はおこないません。
- ・赤土対策を活用して、赤土等の流出の防止に努めます。

3.ごみのない地域づくりをおこないます。

- ・ごみやたばこのポイ捨てはしません。たばこを吸う場合は、携帯灰皿を常備します。
- ・街なみ、家の回り、身の回りを常にきれいにします。

- ・ごみは自主的に拾います。
- ・ごみが多く出るような浪費型の生活習慣を改め、使い捨てのものはできる限り使用しないようにします。
- ・電化製品や家具などの耐久消費財は、補修してより長く使うことを心がけ、また不用品交換などを活用して再利用されるように努めます。

4.地球環境の保全を意識します。

- ・省エネルギーを考え、こまめに電気のスイッチを消します。
- ・冷房温度は低すぎないように、暖房は高すぎないように設定し、冷房 28 暖房 20 を基準値とします。
- ・消費電力の少ない家電製品などの省エネルギー設備や、太陽光発電やバイオマスなど自然エネルギー設備、低燃費・低公害車をつかうよう心がけます。
- ・フロンが使われている商品を廃棄する場合にはフロン回収に協力します。
- ・水の無駄遣いをせず、水や洗剤の使用量を減らす洗いかたや頻度を考え実践します。
- ・水資源の有効利用のために、洗車やトイレなどに一度使った水の再利用をすすめます。
- ・残飯や刈り取った草は、堆肥化して利用します。
- ・排気ガスを減らす努力をひとりひとりが心がけます。
- ・低燃費・低公害車の利用を心がけます。
- ・停車中のアイドリングはおこないません。
- ・リサイクルに努めます。リサイクルして作られたものをすすんで使用します。

5.魅力ある地域づくりを意識します。

- ・自然環境に配慮し、文化・歴史など個性を大事にして、島の快適な地域づくりをおこないます。
- ・人に薦められる島オリジナルのものをつくることに努めます。
- ・自然環境と自分たちの生活文化、訪れる人の快適性などバランスを考え、島にどれぐらいの訪問客を受け入れることができるのか、どう受け入れたいのかを常に考え、開示します。

観光憲章・・・慶良間で観光に関する事業を営む約束ごと

- ・ 慶良間の観光資源は、透明度の高いサンゴ礁の海や亜熱帯の森などのすばらしい自然と、自然と豊かにつながった人々の文化や歴史が源です。観光事業を営むにあたっては、環境負荷や環境容量などに留意して、これらの資源を維持・保全するとともに、持続的に活用する方法を求めていきます。
- ・ 観光事業は、プログラム運営や宿泊施設など事業形態はさまざまですが、その基本となる運営方針に、自然や文化など環境に与える影響を最小限にすることに努める内容を盛り込むことを進めます。
- ・ 参加体験型観光事業の運営をしている場合には、プログラムの運営こそ自然や生活文化に最大の恩恵を受けて実施するものと認識して、それに見合う維持・保全に努めることが義務であると考えます。
- ・ 事業活動を通して、快適な活力ある地域づくりに貢献します。地域の魅力を新たに見出すことも観光事業者の役割と考え、その魅力を地域の方々と共有し理解する地域づくりの活動をおこないます。
- ・ 自分たちの活動の源である自然や文化・歴史は、この島の人がつくりだしているものであり、またこれらを利用して島で営まれている業がほかにもあることを理解して、その営みを尊重し共に地域をつくっていくという意識を育みます。
- ・ 慶良間地域で、環境への負の影響があると思われる工事、事業や活動などに対して、積極的にその改善のための提言を行います。
- ・ こういった取り組みが、観光事業の環境への取り組みと地域づくりへの参画を促進するものと把握して、島内外や県内外に積極的に伝えていきます。
- ・ 沖縄県条例である「沖縄県環境基本条例」および「ちゅら島環境美化条例」を遵守します。

環境保全活動共通ルール

1. 自然環境へ配慮された事業運営を行う。

- ・島の自然環境や文化の保全につながるような、目的意識を持った事業開発・運営をする。自然環境や生活文化に負荷を与えるのみの事業はおこなわない。
- ・自然や文化、歴史を体験する事業は環境学習につながると考え、意識し、環境学習につなげていくよう事業内容の向上を図る。
- ・環境への負荷に配慮でき、かつ自分の言葉が伝わり、安全を確保できるだけのゆとりのある参加人数で運営する。
- ・人に情報を伝える立場となる事業運営者は、指導者という立場にあるとも認識して、身なり、立ち居振る舞いなどに注意し、参加者の模範となるような意識を持つ。
- ・ごみに関しては格段の注意をおこない、可能な限りごみを出さない準備を行う。事業を実施する地域でごみを処分せず持ち帰る。落ちているごみは極力拾う。
- ・島での環境保全活動(清掃活動・草刈り活動・害虫駆除活動など)には、必ず関わりをもつ。

2. 地域とつながりのある事業運営を行う。

- ・事業が沖縄らしさ、慶良間らしさを持つよう工夫する。
- ・食事や土産物などに慶良間地域のものを積極的に勧める。そのために、プログラム実施の前後に、可能な範囲で地域にある売店、土産店、食堂、宿泊施設等を明記した周辺案内マップをお客様に渡し、その利用を勧める。
- ・事業について内容を開示し、地域の方々に意見をいただき理解を求める努力をする。
- ・事業が、地域住民の生活や仕事、行事に支障があるときには、地域住民からの意見を反映させ適切に変更する。
- ・定期的に地域住民および地元行政との意見交換会を実施する。
- ・事業を実施する地域のことについての学習を継続し、質の高い情報サービスの提供をおこなえるようにする。
- ・極力、慶良間地域の方々が参画できる事業運営をおこなう。
- ・地域への啓発活動を目的とした環境教育プログラムを住民向けに実施する。

3. ルールに基づいた事業運営を行う。

- ・事業をおこなう地域の生活ルールなどに配慮する。
- ・自然への配慮と地域の生活活動との調和をはかるために、保全と利用のルールを明確化し、遵守する。地域のルールづくりや事業者間でのルールづくりに主体的、能動的にかかわるとともに、ルールに沿った事業運営をおこなう。
- ・ルールはすでに法制化されている場合があるので、事業を実施するときには、必要な法的手続きなどが済まされていることを確認する。手続きがおこなわれていない場合は、速やかにその手続きをおこなう。
- ・お客様が、再び慶良間に来られて、自分とは違う事業者や別のプログラムで楽しめることも考

えて、慶良間地域では同じルールで事業活動をおこなうようにする。

4. 主体的に、具体的に。

- ・ 慶良間地域の環境保全への実行策として、海中やビーチの定期的な清掃活動、モニタリング調査などを実施する。サンゴ保全に関しては、オニヒトデの大発生などへの対応を継続して行い、情報を定期的に公表する。
- ・ 事業者はスタッフ教育をしっかりと行い、スタッフの意識・技術等、質の向上に努める。また環境保全活動を活用した体験プログラムの開発にも積極的に取り組む。
- ・ 今後の基礎資料とするために、年間の海域利用人数を記録する。
- ・ 一般利用客やその他の事業者に対して、様々な場面で可能な限り環境保全に関する啓発活動を行う。
- ・ プログラム終了後、参加者の感想を聞く時間を設け、それを記録として残し、次のプログラムへ活かしていく。
- ・ 参加者へは、フィールドに存在する動植物の説明ばかりでなく、自然の中のつながり、人と自然のつながり、伝統文化と自然のつながりなどにも触れ、環境と共生した持続可能な社会を形成するためのきっかけ作りを行う。
- ・ これらの具体的な行動を主体的におこなうとともに、地域としておこなわれる保全活動への積極的な参加をおこなう。

安全管理共通ルール

- ・万が一に備え保険には必ず加入し、プログラムを実施する。
- ・参加人数に関わらず、すべての活動において定期的にプログラム中の人数確認を行う。

海域について

- ・海域で事業をおこなう事業者は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(平成6年4月1日施行・以下沖縄県水上安全条例)に基づき事業をおこなう。
- ・同条例に従い、沖縄県公安委員会に事業者登録を行う。
- ・年に1度、海上保安庁等の関係機関と連携して、水難救助訓練及びCPRを行い、安全管理に関する知識・技術を常に維持する。
- ・海が荒れている、強風が吹いているなどコンディションが悪い場合の活動は控える。
- ・崩落危険箇所、流れが強い危険な箇所、サメなど危険な生き物を発見した際には、その状況を周囲の事業者と共有し、同時に適切な機関へ報告する。
- ・無人島に人を下ろす際には監視員をおくことが望ましいが、できない場合は潮流の状況や遊泳場所の指示をしたり、浮具を装着の上、遊泳上の注意を記載したちらしを配布して安全に配慮して遊泳するよう注意指導して下ろす。
- ・不発弾等を見つけた場合には、触れたり動かしたりせず、直ちに警察及び役場に連絡する。
- ・大型船を母船として、そこからカヤックやジェットスキーなどを使ったマリレジャーの運営を行うことは、事業者間での接触など安全確保が懸念されるため禁止する。

ボート運航および管理共通ルール

- ・ボートでのプログラム実施にあたっては、ボートに1人、船の操作ができる者を管理者として残すよう努める。
- ・ブイ及びロープの損傷や流失を発見した者は速やかに各地域ダイビング協会に報告し、後に使用する船のための応急措置をしておく。
- ・船舶の航行に際しては、船上に人がいる船の近くやビーチの近くは引き波に注意し、できるだけ迂回するか減速して通過する。
- ・プログラム中の船の近くを通過する時は、エアー及びダイバーに十分注意し且つ迂回する。
- ・ボート洗浄は、海に影響の出ない洗剤を使っておこなう。
- ・洗浄・清掃の際に、船底塗料を海に落とさない。

■ スキューバダイビング/シュノーケリングルール

実施に際して

- ・ダイビングやシュノーケリング開始にあたり、このルールをお客様に示して「沖縄の海は豊かな自然が残された場所であること」を伝え、海にはいる前に”お邪魔する”という気持ちを抱いていただく。このルールのもとに、プログラムを実施していることを伝える。
- ・オニヒトデやレイシガイダマシなどの発生ほか、慶良間海域におこる環境現状と保全の取り組みについて積極的に説明し、サンゴを含めた水中環境の保全に関する参加者の理解を求める。

ポイントにて

- ・ポイントの分散利用をおこなう。他船が集中している場合には、極力ポイントを変更する。
- ・短期間に同一ポイントを集中的に利用することなく、複数のポイントを広範囲に利用する。
- ・使用頻度が定められているポイント(休息ポイントも含む)の積極的管理、保全及び啓発活動に努める。
- ・サンゴ保全ポイント(ラムサール条約登録海域など)は休憩を禁止する。保全ポイントおよびポイント毎の細かい利用方法については、自然環境保全会議理事会で定める。
- ・トイレの利用はポイントから 200m以上沖合にはなれた場所でおこなうものとし、使用したトイレットペーパーは便器に流さず持ち帰るものとする。

アンカリングについて

- ・ボートの係留は原則ブイをとる。
- ・アンカーを打つ場合には、サンゴほか水中環境にダメージを与えない方法でおこなう。方法については、地域でおこなうアンカリングトレーニングに参加し、理解・実行できるようにする。
- ・無断でブイを設置することは禁止する。

実施中

- ・動植物などの採取は禁止する。仮に漁業権ほか採取の権利を持っていたとしても、お客様とのダイビングやシュノーケリング中は禁止する。
- ・サンゴをはじめ動植物への接触は限られたもののみとする。動植物を手にとって観察した場合は必ずもとの場所に戻す。
- ・餌付けは禁止する。
- ・フィンによる砂の巻き上げ、サンゴの上に立ったり踏まないなど、注意を払うようお客様に呼びかける。経験の浅い方やカメラをもたれた方に対しては、特に注意していただくようにする。
- ・水中写真を撮影されるお客様には、動植物にダメージを与えないように呼びかける。
- ・ガイドの案内するコースを外れないようにする。
- ・ゴミ(生ゴミ、タバコの吸い殻や灰も含む)はすべて持ち帰り、海面、海中に落ちているごみは極力拾う。
- ・必要に応じてガイドは環境に配慮した指示を出す。
- ・安全管理および環境への配慮が可能なお客様数を、天候や海況、ポイントによって判断し、プログラム運営をする。沖縄県水上安全条例施行規則第 18 条 2 項に従うものとするが、初級・中

級・上級基準によることなく、1人のインストラクターが1回あたりに担当できる上限の目安は次の通りとする。Funダイビング8人、体験ダイビング2人、Cカード講習4人、シュノーケリング8人

日常的に

- ・環境保全に関する知識、技術の周知に努め、啓発活動を行う。
- ・ゴミの放棄や密猟行為などを発見した時には、直ちに自然環境保全会議事務局へ通報する。

安全管理

- ・プログラム開始前に参加者の健康状態を確認するとともに、器材の確認をし、参加者に対する「バディシステム」を呼びかける。
- ・ガイド、体験ダイビング、講習、操船等資格の必要な作業は、定められた資格をもつ者に従事させる。
- ・ガイド、サポートは緊急用安全装備を携帯した上で潜る。また、海の有害生物に関する知識や応急措置の仕方を習得し、必要な救急用品を備えておく。
- ・条例に定められた届出をし、ガイドダイバーの変更がある時は速やかに変更届けを提出する。
- ・安全潜水に関する知識、技術を積極的に指導し、減圧症等重篤な障害が発生しないようにダイビング計画には十分に配慮する。いかなるダイビングの時も安全停止を十分に行い障害の未然防止に努める。
- ・過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態では潜水させない。
- ・ドリフトダイビングの時には、常にエアーを追尾し他船に注意を喚起する。
- ・ドリフトダイビングにおいて、同一船から複数のグループに分かれての潜水は禁止する。他船はできるだけ距離を開け迂回して航行する。(オニヒトデなどの駆除に関する作業時はこの限りではない)
- ・潜水旗は潜水中にのみ掲げ、移動中や港内停泊中には掲げない。潜水旗を掲げている船舶付近を通過する際は、速度を落とし十分な注意を払う。
- ・沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則の定める以下の必要書類を備える(潜水名簿等は1年以上保管すること)。
 - ・参加申込書(緊急時の連絡先等記入できるもの)
 - ・潜水者名簿(当日の健康状態、潜水日時、場所、データ、ガイド氏名が記入できるもの)
 - ・健康調査票(既往症を含めた、安全に潜水できるか健康状態をチェックできるもの)
 - ・ガイドダイバー名簿
 - ・レンタル機材等の整備、点検記録
 - ・緊急時の連絡網、安全潜水に関する周知文書

ホエールウォッチングルール

実施に際して

- ・ホエールウォッチング開始にあたり、このルールをお客様に示して「沖縄の海は豊かな自然が残された場所であること」を伝え、スタートする前に”お邪魔する”という気持ちを抱いていただく。このルールのもとに、プログラムを実施していることを伝える。
- ・地域ホエールウォッチング協会主催によるガイドトレーニングをうけた認定ガイドによつての運営を心がける。
- ・鯨類の個体識別調査(ID調査)などによる生態把握から、保全に結びつける取り組みをおこなっていることについて積極的に説明し、海域環境や生き物たちの保全に関する参加者の理解を求める。

適用海域

- ・渡嘉敷村・座間味村各島沿岸 10 マイル以内の海域において適用する。

実施中

- ・1頭又は1群の鯨に対して、ウォッチングボートは3隻までとし、2時間を超えたウォッチングは禁止とする。親子鯨のウォッチングは、午前・午後それぞれ30分以内とする。
- ・減速水域は、対象鯨より300m以内とし、以下のルールに則る。
 - ・ホエールウォッチングボートは減速して接近する。
 - ・対象鯨の進行を妨げるような操船をしてはならない。
 - ・その他、現在進行している行動を妨げるような操船をしてはならない。
- ・侵入禁止水域は、対象鯨より100m以内とし、以下のルールに則る。
 - ・ホエールウォッチングボートはこの水域に侵入してはならない。
 - ・対象鯨が親子の場合、侵入禁止水域を500mとする。
 - ・対象鯨が接近してきた場合は、低速で離れるか停船状態とし、侵入水域から脱するまでこの行動をとる。
- ・適用海域全域において、海面遊泳を含んだ、海中でのウォッチングをしてはならない。
- ・海中に鯨類の鳴音及び類似音を発してはならない。ただし、船舶が発する動力音は、この限りではない。
- ・ウォッチング船は、鯨を探すための独自の通信手段をもっていなければならない。他船の動向を足がかりにすることは禁止する。

特例規定

- ・教育・調査・研究等を目的として、非営利で上記ルールによらず対象鯨類に接近する場合は、事前に計画書を提出し、地域ホエールウォッチング協会の許可をうけなければならない。尚、特例許可船は、所定の特例旗を掲げることとする。

シーカヤックルール

実施に際して

- ・シーカヤック開始にあたり、このルールをお客様に示して「沖縄の海は豊かな自然が残された場所であること」を伝え、スタートする前に”お邪魔する”という気持ちを抱いていただく。このルールのもとに、プログラムを実施していることを伝える。
- ・オニヒトデやレイシガイダマシなどの発生ほか、慶良間海域におこる環境現状と保全の取り組みについて積極的に説明し、サンゴを含めた海域環境の保全に関する参加者の理解を求める。
- ・集中的に利用するポイントについては、陸域・海域ともに特に積極的に保全活動に努める。

港湾の利用について

- ・座間味村港内のカヤック発着は緊急時以外利用せず、阿真ビーチ、古座間味ビーチなどの自然のビーチを使う。
- ・渡嘉敷村内のカヤック発着は渡嘉志久ビーチ、阿波連ビーチなどの自然のビーチを使う。

実施にあたり

- ・安全管理および環境への配慮が可能なお客様数を、天候や海況、ポイントによって判断してプログラム運営する。ただし、1人のガイドが引率できる上限は8人とする。
- ・お客様の経験を考慮し、安全確保に配慮して利用エリアを選択する。
- ・ガイドの案内するコースを外れないようにする。
- ・ゴミ(生ゴミ、タバコの吸い殻や灰も含む)はすべて持ち帰り、海面、海中に落ちているごみは極力拾う。
- ・必要に応じてガイドは環境に配慮した指示を出す。
- ・海での排泄は避け、陸上で適切な処置をおこなう。使用したトイレトペーパーは持ち帰る。

上陸禁止の無人島について

- ・屋嘉比島、久場島は国指定天然記念物のケラマジカの生息地に指定されており、研究・調査以外の目的で島に上陸することは禁止。キャンプは勿論、ビバークも禁止。

ビーチ事業ルール

- ・ 沖縄県により制定された、海浜を自由に使用するための条例(平成2年10月18日施行)に則って事業をおこなうものとする。
- ・ 海浜は、誰もが自由に利用できる場所という規定であるが、それは逆に占有して利用することはできないということであると理解する。
- ・ 誰もが海浜に自由に立ち入ることができるよう配慮するとともに、海浜の利用や立ち入りの対価として料金徴収などおこなわない。
- ・ 海浜を清潔に保つ活動をする。
- ・ 海浜で、他人に危害を与えることや、迷惑を及ぼすこと、不快感を与えることはおこなわない。また、そういう行為を見つけた場合は、速やかに市町村役場に連絡する。

宿泊(ホテル・ペンション・民宿など)・飲食店・商品販売

1.環境に配慮した上で、お客様に適切な快適性を提供する。

- ・お客様に、客室のシーツやタオルを替える回数を減らすことに協力をお願いして、洗濯を減らし、水や洗剤の使用量を減らす。
- ・使い捨ての歯ブラシやカミソリ、クシなどを置かず、お客様から要請のあったときだけ提供する。
- ・シャンプーやリンス、石鹸など使い捨てのパック入りとはせず、使う分だけ出せるような容器に入れる。
- ・使用する洗剤等は、環境に負荷を与えない素材のものを使用する。
- ・お土産品店などでの過剰な包装やビニール袋の提供をしない。
- ・省エネルギーを考えて、冷房温度は低すぎないように、暖房は高すぎないように設定し、冷房 28 暖房 20 を基準値とする。

2.環境に配慮した地域づくりに貢献する。

- ・残飯、ごみが多く出るような浪費型の食事やサービス品の使用をやめる。
- ・肥料やエネルギーなどへの再利用を工夫する。
- ・過剰な包装やビニール袋の提供などはおこなわず、ごみを減らすことに努める。
- ・エネルギーの節約や自然エネルギー化をすることによって、自然への負荷を減らす。
- ・太陽光発電やバイオガス、バイオマスなどといった自然エネルギー資源の使用を考える。
- ・省エネルギー設備の整備をはかるとともに、一度使った水の再利用など水資源の有効利用をすすめる。
- ・島にもともとあった風景を大切にす。宿泊施設自体や敷地内外の整備によって、自然景観を大きく変えないよう、建物・店の外観や看板の色なども、極端に目立つものは避けて周囲の景観に自然に溶けこむように工夫する。

3.活力ある地域づくりに貢献する。

- ・島で収穫できる食材を用いたものを、食事で提供することをすすめる。
- ・島で作られた土産物をすすめる。
- ・地域との情報交流をはかり、訪れる人への自然環境や文化・歴史の情報発信拠点となる。
- ・当該地域のルールづくりに積極的にかかわるとともに、ルールに沿った運営をおこなう。

■ ガイドラインの運用について

このガイドラインは、別で定められる慶良間地域エコツーリズム推進構想の骨格部分に位置づけられるものです。このガイドラインに沿わない活動への対応、ガイドラインの見直しなどについては、慶良間地域エコツーリズム推進構想の規定に則るものとなります。